

配分要素に係るQ&A（学校安全要素）

Q 1 「防災教育」は、避難訓練を実施していれば十分か。

A 1 法令上の義務である避難訓練の実施だけでは当要素の対象にはなりません。対象となる取組事例は、避難訓練時における職員や消防署員の訓話等の実施、防災教育に関する指導計画に基づく園児への防災教育の実施、防災に関する絵本の読み聞かせ、などです。資料送付の際には、当該内容の実施がわかる書類を添付してください。
「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月 文部科学省）などを参考に、避難訓練以外の取組みも盛り込み、防災教育に関する指導計画を作成・実施して下さい。

Q 2 「園の取組み」に、園児は必ず参加しなければならないか。教職員や管理者向けの防災教育等は対象にならないか。

A 2 園での取り組みのうち、防災教育や交通安全教育については園児の参加が必要ですが、防犯訓練については、園児が参加せず、教職員のための訓練でも可能です。

Q 3 園児が通う道路の見守りは、交通安全教育の実施とみなされるか。

A 3 交通安全に関する教育が対象となるので、道路の見守り活動は含みません。

Q 4 防災物品の購入は対象になるのか。

A 4 備品の購入のみは対象外です。ただし、備品に関連して、園児に対する防災教育を実施していれば「園の取組み」として評価することが考えられます。

Q 5 園における防災計画などの作成は対象になるのか。

A 5 学校安全に係る計画やプランなどの作成だけでは対象外です。ただし、作成した計画等の内容を園児に教育することは防災教育実施の対象になります。

Q 6 複数実施が必須か。

A 6 複数実施が必須となります。

Q 7 「緊急通報システム」とはどのようなものか。

A 7 不審者の侵入防止を目的として、機械的な装置等を用いることで園を警備状態におき、異常発生時には警備会社等に発報され、警備会社等からの駆け付けが行われるシステム
不審者の侵入の際、あるいはその恐れがある時に、通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に110番へ緊急通報するシステム 等
ただし、単に防犯カメラを設置し録画するようなものは、子どもの安全が確保できるとはいえないため対象外です。不審者の侵入等が通報された際に警備員や警察が駆けつけるシステムであるか十分確認したうえで導入してください。

【参考】当要素の参考となる刊行物が文部科学省のホームページに掲載されております。

- 文部科学省 学校安全<刊行物> http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月文部科学省）
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集（平成23年3月文部科学省） など

配分要素に係るQ&A（その他）

Q 1 配分要素等に係る実績報告等は、私学助成を受ける幼稚園だけが提出するものか。新制度へ移行した園も提出が必要か。

A 1 対象は学校法人立の幼稚園で、「子ども・子育て支援新制度」へ移行していない幼稚園（＝私学助成を受ける幼稚園）となります。新制度に移行した園は提出いただく必要がありません。

Q 2 学校関係者評価について、提出する「学校関係者評価委員会等の名簿」にはどのような記載が必要か。

A 2 氏名・肩書き（園との関係）の2点が必要です。

Q 3 計算書類の公開について、幼稚園以外の学校（高校や大学等）を設置する学校法人の場合、法人全体の計算書のみで十分か。

A 3 そのような学校法人の場合、法人全体の計算書だけでは十分ではありません。法人全体の計算書とあわせて、学校種ごとの内訳書の公開が必要です。

Q 4 公開保育に開催条件等はあるか。

A 4 年1回以上の開催で、オンラインでの実施も対象となります。学校関係者評価の評価者は1人以上の参加が必要です。他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員についても1人以上の参加が必要です。

Q 5 公開保育について、実施したことを確認できる写真及び資料等の提出は必要ないか。

A 5 今回は提出いただく必要はありません。ただし、実績報告提出時に併せて提出いただく場合がありますので、写真及び資料等は保管しておいてください。

Q 6 財務状況改善要素について、令和元年度に経営改善計画を策定した園は対象外か。

A 6 計画策定から2年連続までが当該要素適用の上限のため、お尋ねの事例では対象外です。ただし、令和2年度に再度経営改善計画を策定し、理事会での承認や第三者による評価を受けた上で、経営改善に取り組む園は対象となります。

Q 7 「配分要素等に係る実績報告提出見込調査票」において、「○」とした配分要素について、結果的に対応できなかった場合にペナルティ等はあるか。

A 7 調査票の回答と結果的に異なった場合でもペナルティはありません。大阪府において、各園の提出状況を確認するために利用し、調査票において「○」としていた園から期限までに個別の実施状況報告書等の提出がない場合に確認を行います。確認した結果、実施していることが確認できなかった場合には、当該要素の取組はなかったものとして経常費補助金の内示額を確定します。

Q 8 研修要素について、園長の研修参加が無い場合はどうなるのか。

A 8 園長の研修参加が無い場合は、園長研修調整として調整額を配分額から除くこととなります。

Q 9 研修要素について、オンライン研修の受講を指示した際は、参加者にレポートなどの報告書類を作成させ、保管することになっているが、どのようなものを提出させたら良いか。

A 9 様式について特に指定はありません。参加者の所属と氏名、日付、受講を指示した者や供覧した者の確認欄、研修の内容、参加者が資質向上になると感じた点などを記入してください。

レポート提出が必要な研修の場合は、研修で提出したレポートの写しで代用していただいても構いません。(研修評価のアンケートは不可)

Q10-1 公開保育について、外部有識者とはどのような者を指すのか。

A 10 外部有識者とは、幼稚園の外部の方で、幼児教育分野の学識経験者、幼児教育アドバイザー、ECEQコーディネーター等を指します。

単に幼児教育の経験があるというだけでは外部有識者にはあたりません。

Q10-2 公開保育について、幼稚園と同じ学校法人が設置する大学の教員は外部の者として認められるか。

A 10 認められます。ただし、その教員が幼稚園にも勤務している場合などは認められません。